

芸術文化会館大規模改修検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 芸術文化会館大規模改修の検討にあたり、外部の視点から意見又は助言を求めるため、芸術文化会館大規模改修検討会（以下「改修検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 改修検討会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化会館大規模改修に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 改修検討会は、次に掲げる者から市長が参加を依頼する。

- (1) 学識経験のある者 2名以内
- (2) 関係機関・団体から推薦された方 3名以内
- (3) 市民の方 3名以内

(座長及び副座長)

第4条 改修検討会を進行する座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、参加者の互選により選任する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(意見聴取等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 改修検討会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、平成36年(2024年)3月31日をもって、その効力を失う。